

身近な相談相手、見守り役を司るしく〜民生委員・児童委員の取組〜

互助



「奉仕や愛の精神が必要」「守秘義務に絡むものも多く、輪番でできる仕事ではない」「やりがいはある」 倉井会長および石橋支部の副会長のお二人にインタビューしました。



民生委員制度は、平成29年に制度創立100周年を迎えました！大正6年に岡山県で創設された「落世顧問制度」が起源です！



民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。任期は3年です(再任可)。また、主任児童委員は、主に学校とのパイプ役として学校との調整役を担っています。



民生委員は各地区で毎月会議をもち、情報交換や研修をしています。会議を始める前に全員で信条を朗読し、意気の高揚を図っています。



定期的な会議や研修でスキルアップ



福祉運動会でお手伝い



民生委員自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行なっています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。

本市では108人の委員が活動しています。【問合せ先】社会福祉課 ☎0285-32-8899



民生委員・児童委員による有志の活動

委員としての仕事とは別に、毎月開催される認知症カフェのお手伝いをしている一部の民生委員もいらっしゃいます。(写真はH29年12月開催時の模様) 【認知症カフェの問合せ先】高齢福祉課 ☎0285-32-8904

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防を含めた交流・集いの場です。



つながッテルね!
条例11条

(市民の権利)一部抜粋

(1)安全かつ安心な生活を営むことができること。